

出店者、求む!

津山空き店舗
対策機構
2020年度
募集

夢を実現! 若者のチャレンジを応援します!!

下記の中心市街地の空き店舗などで、新しく出店を希望する方々を広く募集しています。対象物件のご紹介、津山市の補助制度を活用した資金援助、経営相談など、夢の実現に向けて開業後も継続的にサポートします。ぜひ、このチャンスにご応募ください。



重点エリアが 新設されました!

今年度の重点エリアは
「ソシオー一番街」

重点エリアに出店すると…

家賃補助

12か月分 ⇒
24か月分に!!

優先的に補助を

受けることができます

※一定の基準を満たしていることが条件です



- ① 約12坪: 50,000円(2階)
 - ② 約22坪: 60,000円*
 - ③ 約22坪: 50,000円(2階)*
 - ④ 約15坪: 80,000円
 - ⑤ 約12坪: 60,000円*
 - ⑥ 約20坪: 150,000円(現状渡し)
 - ⑦ 約30坪: 70,000円*
 - ⑧ 約100坪(分割可): 100,000円(応相談)
 - ⑨ 約61坪: 150,000円(税別)
 - ⑩ えびす横丁(3店舗)
 - ⑪ 約12坪: 80,000円
 - ⑫ 約24.75坪: 60,000円*
 - ⑬ 約6坪: 30,000円
- ※★は飲食店可能店舗
※記載以外の物件についてはご相談ください。

詳しい情報は

Instagramで配信いたします



平成29年度以降の
出店者のみさん

当制度を使って、こんなお店が出店しました!

- * Nishiima25(ギャラリー&カフェ)/西今町(城西)
- * FarEastScreen(プリントグッズ製造販売)/中之町(城東)
- * もみじ亭大手町店(お弁当)/京町(今津屋橋)
- * ひつじの学校(カフェ)/ソシオー一番街
- * For Nail(ネイルサロン)/ソシオー一番街
- * Santosha(アーユルヴェーダサロン)/東新町(城東)
- * Draceana(美容室)/ソシオー一番街
- * 美都 津山庵(カフェ・ゲストハウス等)/中之町(城東)
- * ピッツェリア・ダ・オルソ(ピザ)/勝間田町(城東)

2020年度 出店者募集要項

募集期間

令和2年8月31日(月)まで(当日17時必着)

※ただし、応募件数が所定の数に達しない場合は、期間を延長します。
(延長する場合の募集期間:9月22日(火)まで)

応募資格

裏面に記載の条件を満たし、事務局の指定する審査会に出席が可能なこと

審査会日時(予定): 令和2年9月3日(木)18:00~

※応募状況により、審査会を省略し、書面による審査とすることがあります。

応募方法

所定の申込書でお申し込みください。審査会において書類選考・面接を実施し、補助申請の可否を決定します。詳しくは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ

津山市空き店舗対策機構事務局 津山市堺町5 まちなかさろん再々内

電話&FAX 0868-23-2250 (制度の詳細については0868-32-2081 津山市商業・交通政策課まで)

2020年度 津山市中心市街地空き店舗等対策事業補助金のご案内

中心市街地の空き店舗などで、新しく出店を希望する方々を広く募集しています。

対象物件の紹介、津山市の補助制度を活用した資金援助、経営相談など、夢の実現にむけて開業後も継続的にサポートします。ぜひ、このチャンスにご応募ください。

1 補助対象者：商店街組合等（商店街振興組合、まちづくり協議会、市長が適当と認める商業団体又は市民団体）

2 対象となる空き店舗：閉鎖された状態が1年以上経過している空き店舗等

※補助対象となる空き店舗等については、事前に事務局（津山市空き店舗対策機構）へお問い合わせください。

3 事業区分及び補助内容

事業区分	補助金対象経費	補助額
新商人育成支援事業 空き店舗等 改修等支援事業	空き店舗等（自己所有（3親等以内の親族所有を含む。）を除く。）を活用した新規創業者の出店に必要な店舗の改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の3分の2以内の額（200万円を上限とする。）
新商人育成支援事業 空き店舗等 賃借料補助事業	空き店舗等（自己所有（3親等以内の親族所有を含む。）を除く。）を活用した新規創業者の出店に必要な連続する12箇月分（重点エリアに出店の場合24箇月）の店舗賃借料（敷金、礼金、共益費等を除く。）	補助対象経費の3分の2以内の額（60万円、重点エリア120万円（月額5万円）を上限とする。）
二次創業支援事業	空き店舗等（自己所有（3親等以内の親族所有を含む。）を除く。）を活用した新規創業者の出店に必要な店舗の改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の3分の2以内の額（200万円を上限とする。）
賑わい創出支援事業	自己所有（3親等以内の親族所有を含む。）を活用した出店に必要な店舗の改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の3分の1以内の額（100万円を上限とする。）

4 補助の主な条件

- (1) 中心市街地活性化区域からの移転ではないこと。
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の対象となる事業ではないこと。
- (3) 営業開始から5年以上の営業を行うこと。（開業後も2年間、経営状況の報告が必要）
- (4) 原則週4日以上、昼間の時間帯にも営業を行うこと。※昼間の時間帯とは、11時から19時までの時間帯を指します。
- (5) 商店街組合等が行う中心市街地活性化に資するイベント等に積極的に参加すること。
- (6) 改装工事をしようとする空き店舗等が、過去に本事業により補助金の交付を受けている場合は、本補助事業完了後5年を経過していること。
- (7) 補助金の交付決定前の事前着手は補助の対象となりません。

5 交付申請手続き

出店者は、商店街等を経由して津山市空き店舗対策機構事務局へ必要書類を添えて申し込んでください。

- ※出店者または空き店舗所有者が法人の場合は、追加で書類を求める場合があります。
- ※当補助金の交付申請者は商店街等団体になりますので、事前に調整を行ってください。

お問い合わせ

津山市空き店舗対策機構事務局 TEL&FAX : 0868-23-2250

(津山市堺町5 まちなかさろん再々 内)

★制度の詳細については 津山市商業・交通政策課まで TEL.0868-32-2081